

令和 7 年 3 月 定例教育委員会議事日程

日時 令和 7 年 3 月 3 日 (月)

午後 3 時開議

場所 市川市役所第 2 庁舎 大会議室

1 開会

2 会議成立の宣言

3 議事日程の決定

4 議案第32号 教育長の兼業について

議案第33号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校
管理規則の一部改正について

議案第34号 市川市特別支援教育推進計画(第 3 期後期)の策定について

5 その他

6 閉会

令和 7 年 3 月 定例教育委員会提出議案

議案第32号	教育長の兼業について	教育総務課	1
議案第33号	市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別 支援学校管理規則の一部改正について・・・・・・	義務教育課	3
議案第34号	市川市特別支援教育推進計画（第3期後期）の策 定について・・・・・・	指導課	7

その他（1）	部活動地域展開の今後の方針・方策について・・	保健体育課	31
--------	------------------------	-------	----

議案第 3 2 号

教育長の兼業について

教育長の兼業について、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、教育長の兼業について、教育委員会の許可を受ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

教 研 第 1 9 号
令和 7 年 2 月 1 2 日

市川市教育長
勝山 浩司 殿

公益財団法人 教科書研究センター
常務理事 白 間 隆一郎
(公印省略)

「センター通信」原稿執筆のご依頼について

当センターの事業につきまして、格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当センターの「センター通信」第135号（4月20日発行）の原稿執筆を下記のとおりお願いいたしたいと存じます。

なお、ご執筆いただいたセンター通信は、教科書研究センターのホームページへの掲載並びに別紙の送り先に配付を予定しております。

お忙しいところ誠に恐縮ですがよろしくお願いいたします。

記

- 題 目 自由（巻頭随筆）
- 分 量 約1,600字（題字を除く）
- 締め切り 令和7年3月31日（月）
- 謝 礼 金 @2,500円／400字（税抜後）

*原稿は Word ファイルもしくはテキスト形式で入力したファイルを下記アドレス宛に E-mail でご提出いただけると幸いです。

*併せて掲載するお写真もお送りくださいますようお願いいたします。

*お問合わせ・ご連絡先

公益財団法人 教科書研究センター
〒135-0015 江東区千石 1-9-28 電話 03-5606-4311／fax.03-5606-3044

議案第 33 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理
規則の一部改正について

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部
改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

特別支援学校における事務長の配置について、例外が認められる規定に
整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号の表備考中「特別支援学校には」の次に「、原則として」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

現	行	改	正	後
(職員の職及び職務) 第4条 前条の職員の職又は職種及び職務は、次のとおりとする。 (1) 県費負担教職員 (略) 備考 特別支援学校には、事務長を置くものとする。 (2) (略) 2～4 (略)	(職員の職及び職務) 第4条 前条の職員の職又は職種及び職務は、次のとおりとする。 (1) 県費負担教職員 (略) 備考 特別支援学校には、<u>原則として</u>、事務長を置くものとする。 (2) (略) 2～4 (略)			

議案第 34 号

市川市特別支援教育推進計画（第 3 期後期）の策定について

市川市特別支援教育推進計画（第 3 期後期）の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

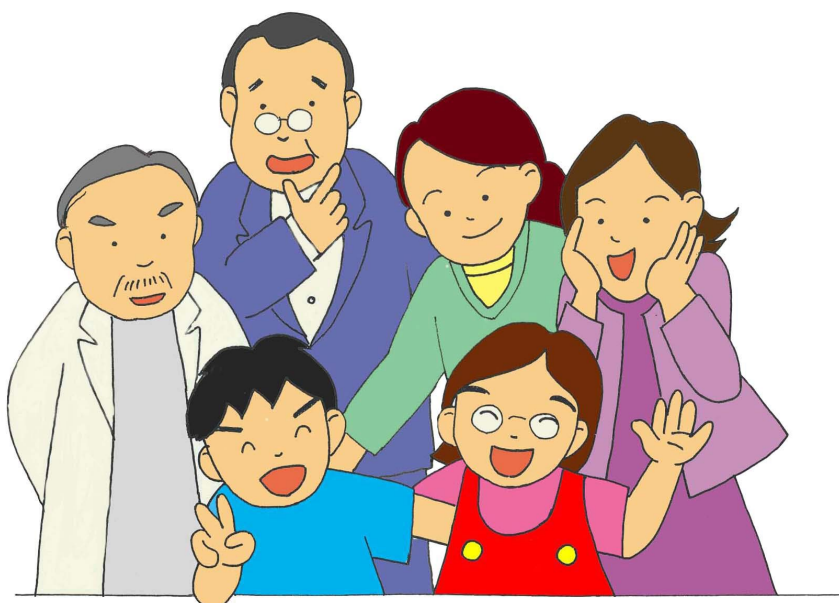
理 由

市川市特別支援教育推進計画（第 3 期前期）が、令和 6 年度で終了するにあたり、特別支援教育の更なる推進を図るために市川市特別支援教育推進計画（第 3 期後期）を策定する必要がある。

これが、この議案を提案する理由である。

市川市特別支援教育推進計画

(第3期 後期) 令和7年度～令和8年度



すべての子どもたちは、様々な個性と可能性をもっています。

その個性と可能性を生かし、子どもたちが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、そして、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指して、特別支援教育を推進していきます。

「市川市特別支援教育推進計画」 基本理念

令和7年4月
市川市教育委員会

市川市特別支援教育推進計画（第3期 後期）全体像

背景：国・県の動き

特別支援教育の推進について（通知）
平成19年 文部科学省初等中等教育局長

千葉県特別支援教育推進計画（平成19年）

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進（報告）
（平成24年7月
中央教育審議会初等中等教育分科会）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法^{※8}）平成28年4月1日施行

学校教育法施行規則の一部を改正する省令規定並びに特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領の全部を改正する告示
（平成29年4月）※高等部は平成31年

第2次 千葉県特別支援教育推進基本計画
（平成29年）

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）
（令和3年1月）

市川市特別支援教育推進計画
平成24年4月

第1期後期計画
平成27年4月

市川市特別支援教育推進計画
（第2期）平成29年

第2期後期計画
令和2年4月

市川市教育振興基本計画

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

第4期（令和6年1月）
方針2-目標7 多様な教育ニーズへの対応

人は多様であることを前提に、すべての子どもが、夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会参画できるよう一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進めることが大切です。

教育委員会では、すべての子どもへのきめ細かな指導や支援に努めるとともに、経済的に就学困難な子どもの教育費負担の軽減に向けた経済的支援を行います。

また、関係機関等との連携を強化して多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会の提供と必要な支援を行います。

さらに、保護者を支援する相談体制の強化や放課後の子どもの居場所づくりを進めることにより、多様な教育的ニーズへの対応を図ります。

施策19 特別支援教育の推進
施策23 教育的支援が必要な子どもへの対応と相談体制の強化

基本理念

すべての子どもたちは、さまざまな個性と可能性をもっています。

その個性と可能性を生かし、子どもたちが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、そして、さまざまな人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指して、特別支援教育を推進していきます。

「自分らしく」学び
「自分らしく」社会参加するために

市川市特別支援教育推進計画（第3期）
令和4年4月

市川市幼児教育基本方針

<1>学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援

推進の方策 1・2・3

<2>教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実

推進の方策 4・5

<3>関係機関と連携した相談・支援体制の整備

推進の方策 6・7

<4>特別支援教育についての理解・啓発

推進の方策 8

評価・見直し

「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加するために

市川市特別支援教育推進計画（第3期 後期）
令和7年4月

市川市特別支援教育推進計画（第3期後期）

令和7年度～8年度

目 次		1
<u>第3期 計画について</u>		2
<u>Ⅲ 第3期後期計画の具体的な取組</u>		
＜1＞学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援		4
＜2＞教育的ニーズに対応した多様な教育の場※6による指導の充実		7
＜3＞関係機関と連携した相談・支援体制の整備		10
＜4＞特別支援教育についての理解・啓発		12
資 料		
1 用語説明		資料1～6
2 市川市特別支援連携協議会委員		資料 7
3 市川市特別支援学級・通級指導教室設置校一覧		資料 8

第3期 計画について

(1) 第3期 推進計画の具体的な取組と成果(○)、課題(●)について

<1> 学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援 について

○ICTを活用した授業等、各校の活用事例を研修会や校内研修会で紹介した。(R4・5・6)

(方策1-②)

○合理的配慮の内容等について、市川スマイルプランにも明記しやすいように様式を見直すとともに、研修会や合同訪問等で周知した。(R5・R6)

(方策2-②、方策3-②、<3>方策7-④)

○市川スマイルプランの様式を見直し、より活用しやすく、教職員の負担軽減にもなるように、様式をExcelデータに変更した。児童生徒一人ずつのシートを作成することで、引継ぎもしやすくなった。(R5～6)

(方策3-②、<3>方策7-④)

○個別の指導計画がさらに活用されるよう「困難さに応じた指導・支援の手立て一覧」を作成した。(R6)

(方策3-②)

○医療的ケアを学校でより安全かつ円滑に実施するため、「学校における医療的ケアの実施の手引き」、「血糖値測定とその後の処理について(手引きの別冊)」を作成し、学校勤務の看護職員と関係小中学校に周知した。(R5・R6)

(方策2-④)

●「市川スマイルプラン」は周知され作成も進んできたが、個別の指導計画に具体的な手立てを記載することで、より一層の活用やスムーズな引継ぎができるようにする必要がある。

(方策2-②、3-②、<3>方策7-④)

<2> 教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実 について

○「市川市版 特別支援学級ハンドブック」を作成し、初めて特別支援学級の担任になった教員が4月の新学期準備の際に一年間の見通しを持つことができるようにした。(R5・6)

(方策4-(1)-①)

○担当者のニーズを聞きながら、各種障がい種で研修会を実施した。(方策4-(1)-①)

○特別支援学級、通級指導教室を計画的に設置している。(方策5-①)

●新設の学級・教室が増える中、経験を有する教職員や専門スタッフが少なく、指導の充実という面では十分とはいえない。免許状取得を推進するとともに、経験の浅い教職員向けの研修会や各研修会内容を、ニーズを聞きながら充実させるなどし、教職員の専門性の育成を図っていく必要がある。

(方策4-(1)-①、方策4-(2)-①)

<3> 関係機関と連携した相談・支援体制の整備 について

- 「『適切な学びの場』を考える就学指導ガイドライン」を作成し、学校の適切な相談・支援の対応と関係機関との連携を周知した。(R4) (方策 6-①)
- 5月に年長の保護者向けに小学校の特別支援学級等の入学説明会、就学前の保護者向けに市川スマイルプランの説明資料配付、12月に小学校5年生の保護者向けに、中学校の特別支援学級等の入級説明会を実施し、特別支援学級や通級指導教室等の理解が深まった。(方策 6-③、方策 7-①、方策 7-③)
- 年2回の市川市特別支援連携協議会で、学校・福祉・医療・家庭・関係機関の情報共有を実施し、連携を図った。(方策 6-①、方策 6-②、方策 7-①)
- 「市川市自立支援協議会 こども部会」や「こどもの居場所づくりに関する連絡会議」等、関係機関が実施している会議に参加し、連携に努めた。(方策 7-①)

<4> 特別支援教育についての理解・啓発 について

- 令和5年度第26回市川市特別支援教育振興大会を開催し、保護者、市民へ啓発活動を行った。(方策 8-②)

(2) 第3期後期の重点的な取組

- 合同訪問、その他の要請訪問において、市川スマイルプランに合理的配慮を明記することについて周知はしているが、今後は合理的配慮の記入例や各校の事例を共有する等をして定着を図っていく。(＜1＞方策 2-②、＜1＞方策 3-②、＜3＞方策 7-④)
- 「市川スマイルプラン」及び「個別の指導計画」の活用について特別支援教育コーディネーター研修会や校内研修会で説明し、学校間での引継ぎや円滑な接続と、一貫した支援を推進する。(＜1＞方策 2-②、＜1＞方策 3-②、＜3＞方策 7-④)
- 特別支援学級・通級指導教室の新任担当者向けの研修会を実施したり、特別支援学級担当者ハンドブックの活用を周知したりして専門性の向上を目指していく。(＜2＞方策 4-(1)-①)
- 「困難さに応じた指導・支援の手立て一覧」の活用方法を周知し、配慮の必要な児童生徒への手立てがより具体的なものとなるよう努める。(＜3＞方策 6-①)

Ⅲ 第3期後期計画 具体的な取組

<Ⅰ> 学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援

推進の方策Ⅰ 特別支援教育の視点を生かして、すべての幼児児童生徒にとって「わかる授業」を目指す。

支援が必要な幼児児童生徒にとってわかりやすい授業は、すべての幼児児童生徒にとってわかりやすい授業であり、確かな学力の向上につながるものであることを周知し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり、学級づくりの更なる推進を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
Ⅰ-① ユニバーサルデザインの視点を生かしたどの子ども「わかる授業」づくりの推進 <指導課・教育センター> 修正	・市内共有フォルダ保存の配付済リーフレットの周知と活用 ・学校合同訪問、その他の訪問等を通じて、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業改善についての周知 ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業及び学級経営について、研修会の実施。(特別支援教育コーディネーター研修会ほか) ・各園・学校での研修の推進(研修会用資料の提供、講師及び講師紹介等の協力)	* リーフレットの活用状況(アンケート) 削除 *ユニバーサルデザインの取組(アンケート) *各園・学校の研修状況の把握(アンケート) 修正
Ⅰ-② ICT を活用した授業の推進 <指導課・教育センター> 修正	・ICT を活用した授業の実現に向けた環境の充実と研修会の実施(特別支援学級研修会、通級指導教室担当者研修会ほか) ・通級指導教室の Wi-Fi 環境の整備 ・学校合同訪問、その他の訪問等を通じて、具体的な活用方法を周知 ・各学校の活用事例等の紹介	*各研修会 年度末 アンケート

推進の方策2 すべての幼稚園・学校において、支援を必要とする幼児児童生徒への理解と適切な指導・支援を推進する。

すべての子どもたちは、様々な個性と可能性をもっているという理念に基づき、その個性を理解し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な合理的配慮及び指導・支援を提供できるよう体制整備を推進する。

具体的な取組	実施計画	*評価
2-① 教職員の特別支援教育に関する理解推進と、実践力向上のための研修会の実施 <指導課・教育センター>	・幼児児童生徒の理解と対応など、管理職を含めた教職員向けの、ニーズに応じた研修会の実施（特別支援教育コーディネーター研修会ほか、年1回以上） ・講師及び講師紹介等、校内研修会への協力 修正	*各研修会アンケート *各園・学校の研修状況の把握（アンケート）
2-② 合理的配慮についての理解推進のための研修会等の実施 <指導課・教育センター>	・学校合同訪問、その他の要請を通じて、学習指導案への記載等による合理的配慮の推進 ・合理的配慮に関する研修会の実施と市内共有フォルダを利用した、各園・学校への情報提供（管理職・特別支援教育コーディネーター研修会等） ・合理的配慮としての ICT 活用についての環境整備と情報提供	
2-③ 外部人材の活用の推進 <指導課>	・市川市巡回指導職員、特別支援教育スーパーバイザー※³⁹、県特別支援アドバイザー、特別支援学校の地域支援※⁴⁰（特別支援教育コーディネーター、理学療法士、言語聴覚士等）、幼児教育相談員（幼稚園）等の活用の推進 削除	*実績評価（校数、満足度等）
2-④ 医療的ケアの体制整備の充実 <指導課、義務教育課、保健体育課、教育センター、青少年育成課>	・ニーズに応じた医療的ケアへの対応と医療的ケア看護職員の配置を含めた体制整備の推進 ・医療的ケア看護職員連絡会の開催（年3回） ・「医療的ケア実施要領」に基づき、ケア実施に係る手引き、書類等の整備	

推進の方策3 各園・学校の校内支援体制の充実を図る。

学校の実情に応じて特別支援教育コーディネーターの複数配置やライフカウンセラー・千葉県スクールカウンセラー※⁴¹・千葉県スクールソーシャルワーカー※⁴²等との連携を推進する。あわせて、市川スマイルプランと個別の指導計画の作成と活用を推進し、校内支援体制の充実を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
3-① 特別支援教育コーディネーターの育成と校内支援体制の充実 <指導課・義務教育課>	・各園・学校の特別支援教育コーディネーターの役割と具体的な取組の明確化（特別支援教育コーディネーター研修会の改善・充実） ・各園・学校管理職への伝達・周知 ・各学校の特別支援教育コーディネーターの複数指名の推進 ・地区ごとに学校間で連携した支援体制の構築（通級指導教室担当者、ライフカウンセラー、千葉県スクールカウンセラー等） ・スクールソーシャルワーカーとの連携推進	*各園・学校の自己診断 *体制整備調査の活用 *実施における実態把握
3-② 「市川スマイルプラン」や「個別の指導計画」の作成と活用の推進 <指導課> 追加	・特別支援教育コーディネーター研修会での具体的な作成と活用についての周知 ・ミニ研修会、事例検討会の実施、協力（各学校にて） ・活用の実態把握 ・校内研修資料の市内共有フォルダへの保存と活用の推進 ・学校訪問等での取組状況の確認と、具体的なフィードバック ・「困難さに応じた指導・支援の手立て一覧」の周知と活用の推進	*スマイルプラン作成数 *個別の指導計画作成数 *特別支援教育コーディネーターアンケート *「市川市教育振興基本計画」施策評価
3-③ 補助教員等に対する研修の実施 <指導課・義務教育課>	・特別支援学級等補助教員※⁴³研修会の実施（年1・2回） ・ライフカウンセラーを対象とした研修会の実施（年1回）	*各研修会アンケート

<2> 教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実

推進の方策4 通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の指導の充実と教職員の専門性向上を図る。

(1) 指導の充実

多様な教育の場としての通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の指導の充実と学びの連続性の構築を図るために、諸課題を解決するための具体的な取組を進める。

具体的な取組	実施計画	*評価
4-(1)-① 担当者の育成と専門性の向上 <指導課・義務教育課>	・担当者研修会の実施とその充実（経験年数を考慮しニーズを把握する。） （難聴・言語、自閉・情緒等、知的・肢体：年間各5回、特別支援教育コーディネーター：年間4回） ・特別支援教育免許状の取得に関する情報提供等、取得促進 ・市川市版特別支援学級ハンドブックの作成と活用 ・教育課程の整備（ICT 機器、教科担任制、特別支援学級における外国語等） ※必要に応じ作業部会設置 ・特別支援学級（知的、自・情、肢体不自由）の教育課程の検討と個別の指導計画、通知表についての検討 ・ICT を活用した授業についての研修会実施	*対象者の自己評価（アンケート） *免許状取得率（5月1日付け） *対象者の自己評価（アンケート）
4-(1)-② 交流及び共同学習の推進 <指導課・市立・県立等特別支援学校>	・通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習の推進（設置校） ・特別支援学校と地域小・中・高等学校との交流の推進（須和田の丘支援学校） ・特別支援学校居住地校交流の推進（須和田の丘、県立市川、県立船橋、県立船橋夏見、筑波聴覚等）	*実施状況調査（アンケート） *支援学校からの実施届及びまとめ

4-(1)-③ キャリア教育及び進路指導の充実 <指導課・ 須和田の丘支援学校>	・キャリア教育の視点を生かした進級、進学への支援 ・高等学校進学先の情報の把握と提供 ・研修会等で、特別支援学級や通級指導教室の進路指導の在り方について学ぶ機会の設定 ・特別配慮申請※44及び市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）の活用推進 ・須和田の丘支援学校高等部卒業後の進路に向けた体験的学習の充実と、関係機関との連携の推進 ・各種技能検定※45の取組	*状況の把握（アンケート、担当者研修会）
--	---	-----------------------------

(2) 校内支援としての活用の推進

特別支援学校のセンター的機能※46の充実を図るとともに、校内や地域のリソースとしての通級指導教室や特別支援学級の活用について、具体的な検討を進める。

具体的な取組	実施計画	*評価
4-(2)-① 特別支援学校のセンター的機能の充実と他機関との連携の整備 <指導課・ 須和田の丘支援学校>	・特別支援学校の教職員の専門性の向上（教職員の研修等の充実と免許状取得促進） ・地域支援の充実のための専門職の活用の推進と周知、啓発 ・福祉関係機関との連携・調整（こども部会等）	*免許状取得率（5月1日付け） *実施状況（数および満足度）
4-(2)-② 校内リソース※47（支援者、場所等）としての通級指導教室・特別支援学級の活用推進と課題の明確化 <指導課・義務教育課・ 教育センター>	 ・通級指導教室（自・情、L/A発達、難聴・言語）と特別支援学級（知的、自・情、肢体）の校内リソース（支援者、場所等）としての活用状況の把握 ・校内支援のための環境整備 ・県立特別支援学校通級指導教室、サテライト教室との連携	*状況の把握（アンケート、担当者研修会）

推進の方策5 特別支援教育に係る物的・人的環境の整備と充実を図る。(基礎的環境整備※48の充実)

特別支援学級、通級指導教室などの多様な教育の場を設置するとともに、必要に応じて各施設・設備や人的配置等の基礎的環境整備の充実を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
5-① 特別支援学級等の設置の推進 <義務教育課>	・ニーズに応じた特別支援学級、通級指導教室の計画的な設置の推進	
5-② 須和田の丘支援学校の環境改善の検討 <学校環境調整課・義務教育課>	・須和田の丘支援学校の児童生徒数の把握と計画的な環境整備の検討	
5-③ 特別支援学級等補助教員の効果的な配置の推進 <義務教育課>	・特別支援学級等補助教員の配置の継続 ・学校の実情に応じた柔軟な配置の検討と促進 ・教員の育成を目指した、効果的な再任用職員等の配置検討と推進	

<3> 関係機関と連携した相談・支援体制の整備

推進の方策6 柔軟で連続した就学支援体制の構築を図る。

多様なニーズに対応できるよう、就学前から就学後にわたる柔軟で連続した相談・支援体制の構築に向けて検討し、関係課との連携による取組を進める。

具体的な取組	実施計画	*評価
6-① 柔軟で連続した就学支援体制構築の推進 <教育センター・義務教育課・指導課>	・インクルーシブ教育システム構築に向けた、就学相談・支援の実施と学校、保護者への周知による理解の促進 ・教育支援委員会、関係者への周知	
6-② 就学時健康診断後の円滑な相談への移行 <保健体育課・義務教育課・教育センター>	・就学時健診時の結果等から、必要に応じた相談への移行 ・健診時に得られた情報の、関係課との共有と今後の体制づくりへの活用（医療的ケア児、肢体不自由児への対応等）	
6-③ 就学後のフォローアップ体制の構築 <教育センター・義務教育課・指導課>	・教育支援委員会の答申と就学先が異なった場合や、経過観察となった場合等の就学後の状況の確認と相談体制の構築（特別支援学級設置校訪問、学校合同訪問等） ・相談を要する児童（就学時検診の結果から）について、巡回指導職員等を活用した経過の確認 ・中学校進学に関する保護者の不安軽減のため関係機関での入級説明会の実施	修正 *参加者アンケート

推進の方策7 ライフステージに応じた相談・支援の体制を整備し、円滑な接続を図る。

各相談機関の機能やその専門性を生かしつつ、様々なニーズの相談に応えられるよう、各機関との連携を図る。あわせて、「ライフサポートファイル^{※49}」や「市川スマイルプラン」、「個別の指導計画」が有効に活用され、一貫した支援が提供できるようにする。

具体的な取組	実施計画	*評価
7-① 早期からの相談・支援機関と連携した、就学相談の充実 ＜教育センター＞	・こども発達センター、保健センター、幼児教育相談員等の相談機関との連携と、円滑な就学相談の推進 ・就学に関する保護者の不安軽減のため、関係機関での就学説明会の実施	*就学説明会参加者評価（アンケート）
7-② 教育相談体制の充実と連携の推進 ＜教育センター・発達支援課・障がい者支援課・義務教育課・指導課＞	・教育センターの相談を中心とした相談・支援体制の充実 ・児童発達支援システムの効果的な活用 ・各学校や支援に係る関係機関との連携、情報共有、必要に応じたケース会議の開催 （教育委員会、特別支援学校、福祉、保健、医療、労働等）	
7-③ 就学前の保護者に対する啓発 ＜教育センター・指導課・関係機関＞	・関係機関と連携した就学説明会の実施 ・市川スマイルプランについて説明資料の作成と配付	
修正 7-④ 「市川スマイルプラン」 や 及び 「個別の指導計画」を活用した情報のつながりと、一貫した支援の推進 ＜指導課＞	・「市川スマイルプラン」及び「個別の指導計画」を活用した学校間の円滑な接続と、一貫した支援の推進	*活用状況アンケートの実施（特別支援コーディネーターアンケート）
7-⑤ 特別支援学校高等部卒業後への円滑な接続の推進 ＜須和田の丘支援学校・関係諸機関＞	・高等部卒業時の「移行支援計画^{※50}」作成と、関係機関との円滑な接続 （障がい者支援課、障がい者施設課、障害者就労支援センターアクセス、その他のNPO法人等）	

<4> 特別支援教育についての理解・啓発

特別支援教育に係る様々な情報を発信し、各学校等に周知し、理解・啓発を進めるとともに、他の部局とも連携して広く一般市民に向けて、理解・啓発を進めていく。

推進の方策8 特別支援教育について広く市民への理解の推進と啓発を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
8-① 教育委員会広報紙やホームページ、リーフレット等による情報発信と理解・啓発の推進 <指導課・教育センター>	・教育委員会広報紙やホームページを活用した、特別支援教育の施策についての情報発信 (合同学習発表会※⁵¹、特別支援教育振興大会、市川スマイルプラン、特別支援学級・通級指導教室、市川市版通級指導教室ハンドブック等の市川市 HP への掲載 等) ・保護者向け、教職員向けのリーフレット等の作成・配付による特別支援教育についての理解と啓発の推進(市川スマイルプラン、合理的配慮、市川市特別支援教育推進計画リーフレット等)	
8-② 特別支援教育に関する研修や講演会の開催及び関係団体による啓発活動への協力 <指導課>	・特別支援教育振興大会(隔年開催)等、保護者、市民を対象とした特別支援教育に関する研修会や講演会の開催 ・特別支援教育に関する講演会等の行事に対する、後援等の協力	*参加者へのアンケートの実施
8-③ 障がい者スポーツへの取組と障がい者理解の促進 <保健体育課・指導課等>	・障がい者スポーツの用具の貸出等の周知、推進	

資 料

I 用語説明

No.	用 語	説 明
※ 1	特別支援教育の理念	特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。 また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。 さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会（※6）の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。 （平成19年 文部科学省初等中等教育局長 「特別支援教育の推進について（通知）」より）
※ 2	インクルーシブ教育システム Inclusive education system（包容する教育制度）	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。 （「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より）
※ 3	市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）	障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成される支援計画。市川市では、子どもたちの笑顔を支える計画と考え「市川スマイルプラン」という名称にし、平成22年度から市内で様式を統一して作成を推進している。
※ 4	ライフステージ	人の一生を乳幼児期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。
※ 5	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにした法律。令和3年6月に制定され、令和3年9月18日から施行された。
※ 6	多様な学びの場	個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対し、その時点で最もニーズに合った指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級（※19）、特別支援学校（※20）といった連続性のある教育の場を用意することが必要とされている。
※ 7	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

※ 8	障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。
※ 9	ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 学校教育においては、どの子にもわかりやすい授業づくりや環境整備のために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れていくことが進められている。
※ 10	合理的配慮	「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」 (障害者の権利に関する条約 第 2 条 より) 平成 28 年 4 月 1 日から施行された「障害者差別解消法(※7)」により、公立の学校での「合理的配慮」の提供は義務とされている。
※ 11	特別支援教育 コーディネーター	学校内の関係者や、福祉、医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。各校で指名され、担任等が兼務している。
※ 12	ライフカウンセラー (LC)	市川市教育委員会が小・中学校の児童生徒の精神的な悩みに対し、適切な対応を行うために、各学校に 1 名ずつ(週 3 日程度)配置している。 小学校では“ゆとろぎ相談員”としてゆとろぎの部屋を開放し、児童の交流の場の提供や相談に対応し、心の安定を図っている。 中学校では心理療法士として相談室を設置し、生徒の支援や保護者の相談の対応、小学校への協力等を行っている。
※ 13	個別の指導計画	個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達段階などの的確な把握に基づいて、おおそ一年間の長期目標と学期ごとの短期目標を立てて作成される指導計画。指導の目標、手だて、評価などの項目が盛り込まれ、PDCA(計画→指導の実施→評価→改善)の一連のサイクルで機能することが重要とされる。
※ 14	市川市巡回指導職員	平成 19 年度から、市川市教育委員会で行っている事業の一つで、心理士等の資格を持つ職員が市内の小・中学校を巡回し、各校の支援を必要とする児童生徒への対応や、校内の支援体制等について助言を行っている。
※ 15	特別支援 アドバイザー	千葉県が行っている事業の一つで、臨床心理士等の資格を持つアドバイザーが、要請に応じて幼稚園、小・中・高等学校を訪問し、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方等について、教職員等に対し助言・援助を行う。 市川市は、葛南教育事務所より派遣されている。
※ 16	幼児教育相談員	幼稚園において、支援を必要とする園児を担当する教諭への指導・助言及び保護者からの相談業務等を通して、幼稚園における特別支援教育の充実を図ることを目的に、市川市教育委員会で配置している。
※ 17	特別支援教育の視点	特別な支援を必要とする子どもたちへの指導・支援を考えるときに必要な見方、考え方。 これまで障がいのある子どもたちに対して取り入れてきた支援や指導の方法等を、通常の学級経営や授業に取り入れようとするときなどに使用される。

※ 18	GIGA スクール構想	多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適な学び、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現に向けた構想。令和元年 12 月、文部科学大臣を本部長とする「GIGA スクール実現推進本部」を設置。
※ 19	通級指導教室	「通級による指導」を行う場。通常の学級に在籍している特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、各教科等は、在籍の学級で学びながら、障がいの状態に応じた指導を特別の教育の場で行う指導形態である。
※ 20	特別支援学級	学校教育法第 81 条 2 項により、小・中学校に設置されている学級。以前の特殊学級をさす。市川市では、知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由の学級がある。
※ 21	特別支援学校	学校教育法第 72 条に規定されている学校で、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小・中学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。市川市内には、市川市立須和田の丘支援学校、県立市川特別支援学校、県立特別支援学校市川大野高等学園と筑波大附属聴覚特別支援学校がある。
※ 22	交流及び共同学習	交流教育の形態及び内容には、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、共にふれあう側面と学習指導要領等に示された目標等に基づいて適切な学習を行う側面があり、これまでの「交流教育」をより一層発展させるという視点から、「交流及び共同学習」と改められた。平成 20 年に告示された学習指導要領からは、その機会を設けることが明記された。
※ 23	医療的ケア（医ケア）	痰の吸引や、経管栄養、導尿などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」と呼んでいる。障がいのある児童生徒の学習の保障や生活の質の向上のために、特別支援学校に看護師（医療的ケア看護職員）を配置し、学校において教員又は看護師により医療的ケアが実施できるようになった。現在は、市川市の小学校でも看護師を配置するなど、体制の整備が進んできている。
※ 24	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18 歳以上の高校生等を含む。）
※ 25	特別支援学校教諭免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）の 5 つの領域がある教員免許状で、特別支援学校の教諭になるために必要な免許状。基礎免許となる小学校、中学校、高等学校等の教員免許が必要とされる。 「当面の間」は特別支援学校教諭の免許状が無くても特別支援学校の教員とすることができる、こととなっている。
※ 26	居住地校交流	特別支援学校の児童生徒が、地域とのつながりを深める機会をもつため、自らの居住地の小・中学校と交流及び共同学習を行うこと。 市川市内では須和田の丘支援学校、県立市川特別支援学校、県立船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校、筑波大附属聴覚特別支援学校等の児童生徒が、地域の小・中学校と交流及び共同学習を行っている。
※ 27	理学療法士（PT）	医療従事者のうちリハビリテーション職の一つ。寝返る、起き上がる及び歩くなど、日常生活に必要な基本動作ができるように身体の基本的な機能回復をサポートする動作の専門家。身体の機能や動作の回復を促し、自立した日常生活が送れるようにバックアップする。PT：Physical Therapist
※ 28	言語聴覚士（ST）	医療従事者のうちリハビリテーション職の一つ。音声機能、言語機能又は聴覚機能の維持向上を図るため、摂食・嚥下、言語発達、言語訓練、検査及び助言、指導その他の援助を行う。 ST：Speech Language Hearing Therapist

※ 29	サテライト教室	本来の校舎や教室とは別の場所で指導が行われる教室のこと。 現在市川市では、千葉県立船橋特別支援学校の視覚障がいサテライト教室が、市川市立八幡小学校の教室で開かれている。船橋特別支援学校の教員が八幡小学校に来て、必要とする児童生徒に対し、視覚障がいのための特別な指導を行っている。
※ 30	肢体不自由の通級指導教室	普段の学校生活は在籍する小・中学校で行いながら、主に体の動きに関する学習を、肢体不自由の特別支援学校（市川市の場合は、県立船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校）の通級指導教室で受けることができる。在籍校に教員が巡回して授業を行うこともある。
※ 31	入級説明会	令和2年度より、中学校特別支援学級及び通級指導教室への入級を検討している小学校5年生の保護者に、市内の特別支援学級の種類や指導内容等の概要、通級指導教室との共通点や違いなどについて説明を実施している。
※ 32	LD／ADHD L／A	LD : Learning Disabilities、学習障害の略記。 ADHD : Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder、注意欠陥多動性障害の略記。平成18年度より、新たに通級による指導の対象とされた。
※ 33	特別支援学校設置基準	在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の環境を改善する観点から、学校教育法第3条に基づき制定されたもの。令和3年9月公布
※ 34	就学説明会	特別支援学級や特別支援学校に入学を考えている保護者に対して、必要な情報、手続きを説明する会。教育センター、ひまわり学級を併設する市立幼稚園等で実施している。
※ 35	就学時健康診断	学校保健安全法の規定により翌学年の初めから学校に就学予定の者に対し行われる健康診断。義務教育の円滑な実施に資するもの。
※ 36	就学後の フォローアップ	就学時健康診断や教育相談等の中で、気になる点がある児童が学校に就学した後、どのように過ごしているかの様子を確認し、心配な点があるような場合に、いつでも教育相談につなげられるようにすること。
※ 37	教育支援委員会	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就園、就学及び転園、転学に関し、教育委員会の諮問に応じ調査審議する委員会。
※ 38	特別支援教育振興大会	市川市の特別支援教育の取組等についての振興を図るために、学校関係者、市民を対象として、市川市特別支援教育研究連盟、市川市特別支援学級・通級指導教室設置校校長会の主催、市川市教育委員会の共催によって隔年で開催されている。
※ 39	特別支援教育 スーパーバイザー	令和3年度から、市川市教育委員会で行っている事業の一つで、特別支援教育に関する豊富な知識及び経験を有している職員が各校の支援を必要とする児童生徒への対応や校内の支援体制、特別支援学級の学級経営等について助言を行っている。
※ 40	特別支援学校の地域 支援	地域の幼稚園、保育園、小・中・高等学校等からの要請に応じて、支援を必要とする子どもたちの教育に関する情報提供、教育相談、研修への協力等、特別支援教育の取組に関する支援を行う。
※ 41	千葉県スクール カウンセラー（SC）	千葉県が配置している、いじめ、不登校、暴力行為等早期発見や緊急時の対応や学校全体の支援として児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、アセスメント、コンサルテーション等を行う専門家。
※ 42	千葉県スクール ソーシャルワーカー （SSW）	千葉県が配置している、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

※ 43	特別支援学級等 補助教員	市川市教育委員会が、市内の特別支援学級設置校に1名を基本として配置している職員。 現在は、通常の学級における支援を要する児童生徒のために、支援体制を補助する目的でも配置している。 ※学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年8月施行）の中の特別支援教育支援員に相当する職員。
※ 44	特別配慮申請	障がいのある生徒が、各入学者選抜を受検するにあたって、特別な配慮が必要な場合に申請することができる。障がいがあることにより、不利益な取り扱いの無いように配慮されるもの。 例：難聴のため、リスニングテストを別室で行う。など。
※ 45	（特別支援学校で実施している） 技能検定	千葉県特別支援学校では、一貫した系統的・体系的なキャリア教育を推進することを目的として、各種技能検定を実施している。幼児児童生徒の主体的な学びの推進と自己肯定感の育成、自己表現ツールとなって欲しいという願いを大切に取組んでいる。清掃検定、パソコン入力検定、接客サービス検定がある。
※ 46	特別支援学校の センター的機能	平成19年度の特別支援教育の実施により、各特別支援学校が、地域の小・中学校等の支援を必要とする児童生徒の指導等についての助言を行ったり、研修の協力をしたりする相談センターとしての役割を担うこととされた。
※ 47	校内リソース	校内における支援に活用可能な援助資源。人的資源（副担任、管理職、養護教諭、カウンセラー等）、環境的資源（特別支援学級、保健室、空き教室等）、物的資源（視覚教材、パソコン、ヘッドホン、タイマー等）が考えられる。
※ 48	基礎的環境整備	障がいのある子どもたちへの支援について、法令に基づき又は財政措置により、市町村等で行う教育環境の整備の事で、これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備である。
※ 49	ライフサポート ファイル	障がいのある子どもについて、一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わるができる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたりするためのファイル。 市川市では、平成28年秋から、利用が始まった。
※ 50	移行支援計画	個別的教育支援計画の一形態で、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加・自立を支援するため、学校卒業時に作成し、労働機関や民間企業、就労支援機関等に必要な情報を引き継いでいくための計画。
※ 51	合同学習発表会	市川市内にある小・中学校知的特別支援学級の児童生徒が、日々の学校生活の中で積み重ねてきた学習の成果を、広く多くの方々に見ていただき、障がいのある子どもたちとその教育への理解促進のために、毎年実施している発表会。現在は、市川市北部地区、南部地区の2か所に分かれて開催している。
参 考	障害者権利条約 （障害者の権利に関する条約）	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成18年国連総会で採択 日本は平成19年条約に署名 平成26年1月 批准
参 考	多様性	幅広く性質の異なる群が存在すること。「インクルーシブ教育」の考え方の中では、障がいの有無に限らず、性別、国籍、宗教、家庭環境等の様々な背景について前提としている。初めて提唱された「サラマンカ宣言」（1994年）では、「すべての子どもたちは、ユニークな特性、関心、能力および学習のニーズを持っており、」とされている。
参 考	高等学校の 通級指導教室	小・中学校での通級指導対象者は年々増加している。このことを受け、高等学校においても特別な支援を必要とする生徒のために、通級による指導が必要であるとされ、千葉県では、平成30年度から正式に開始されている。

参 考	臨床心理士	臨床心理学を基盤とし、相談依頼者が抱える種々の精神疾患や心身症、不適応行動などの援助・改善・予防・研究、あるいは人々の精神的健康の回復・保持・増進・教育への寄与を職務内容とする心理職の専門家。
参 考	作業療法士（OT）	作業療法士は、医療従事者の一員であり、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士などの、リハビリテーション職の一つ。入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーション活動を通して、身体と心のリハビリテーションを行う。OT：Occupational Therapist
参 考	身体障害者手帳	身体（上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に障がいのある方に対し都道府県が発行する障害者手帳。福祉サービス等を受けることができる。
参 考	療育手帳	知的障がいのある方に対し都道府県が発行する障害者手帳。18歳未満は児童相談所が判定し、知的障がいと判定されたものに対し発行する。福祉サービス等を受けることができる。
参 考	精神障害者保健 福祉手帳	精神障がい（てんかん、発達障がいなどを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対し都道府県が発行する障害者手帳。福祉サービス等を受けることができる。

2 市川市特別支援連携協議会委員

県教委	千葉県教育庁葛南教育事務所 指導主事		
医療	岩沢医院 院長		
親の会	市川手をつなぐ親の会		
	市川市自閉症協会		
	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」市川グループ		
	市川市肢体不自由児・者父母の会		
	公立校に通う聴覚障害児親の会		
学校関係	市川市特別支援教育研究連盟代表		
	市川市特別支援学級・通級指導教室等設置校校長会代表		
	市川市立須和田の丘支援学校長		
	市川市立幼稚園園長		
	千葉県立船橋特別支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	千葉県立船橋夏見特別支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	千葉県立市川特別支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	市川市立須和田の丘支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	千葉県立国府台高等学校 特別支援教育コーディネーター		
	小学校特別支援学級担当者・中学校特別支援学級担当者		
	難聴・言語通級指導教室担当者		
	自閉症・情緒等特別支援学級・通級指導教室担当者		
	市川市立幼稚園 ひまわり学級担当者		
	市川市立小学校・中学校 特別支援教育コーディネーター		
関係機関	中核地域生活支援センター くらっち		
	基幹相談支援センター えくる大洲ステーション		
	市川市障害者就労支援センター アクセス		
市長部局	福祉部	障がい者支援課	
	こども政策部	こども家庭支援課	
		発達支援課	
		こども施設運営課	
		市川市立保育園園長	
	保健部	保健センター健康支援課	
教育委員会	生涯学習部	教育総務課	
	学校教育部	義務教育課	教育センター
		保健体育課	指導課（事務局）

3 市川市特別支援学級・通級指導教室設置校一覧

○：特別支援学級 通：通級指導教室

ブ ッ ク	学 校 名	知的 肢体	言語 難聴	発達
一 中	第 一 中	○		○院
	市 川 小	○	通	
	国府台小	○		○院
	中国分小			○・通
二 中	第 二 中	○		
	真 間 小	○		
	菅 野 小			○
	国 分 小	○		
	須和田の丘支援	○		
三 中	第 三 中	○		
	八 幡 小		通	視サ
	富貴島小			
	百合台小	○		
	百合台幼	○		
四 中	第 四 中	○		
	中 山 小	○		通
	若 宮 小	○		
五 中	第 五 中	○		通
	大 柏 小	○		
	大 町 小	○		
	柏 井 小	○		
六 中	第 六 中			
	鬼 高 小	○		通
	稲荷木小		通・難	
七 中	第 七 中	○	通・難	
	行 徳 小	○	通	
	新 浜 小	○		通
	新 浜 幼			
八 中	第 八 中	○		○
	平 田 小	○		通
	鶴 指 小	○		通
	大和田小			

ブ ッ ク	学 校 名	知的 肢体	言語 難聴	発達
下 貝 塚 中	下貝塚中			○・通
	宮久保小			○
	北 方 小	○	通	
	大 野 小			通
高 谷 中	高 谷 中	○		
	信 篤 小	○		通
	二 俣 小	○		通
	信 篤 幼			
福 栄 中 ・ 塩 浜 学 園	福 栄 中	○		通
	塩 浜 学 園 (前期・後期)			通
	南新浜小	○		
	福 栄 小			○
東 国 分 中	東国分中	○		○・通
	曾 谷 小	○		通
	稲 越 小			
大 洲 中	大 洲 中			通
	宮 田 小			
	大 洲 小			
	大 洲 幼	○		
南 行 徳 中	南行徳中			○
	南行徳小	○		
	富美浜小	○		
	新 井 小	○	通	
	南行徳幼	○		
妙 典 中	妙 典 中	○		
	幸 小			
	塩 焼 小	○		
	妙 典 小	○肢		○・通
	塩 焼 幼			

○院：国府台病院院内学級 ○肢：肢体不自由 難：通級指導教室（難聴）

視サ：視覚障がいサテライト教室（県立船橋特別支援学校）

令和7年4月1日現在

1 地域展開の基本理念

- 将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する。
- 学校・地域・行政が連携し、環境の整備を図る。
- スポーツ・文化芸術活動を通して、お互いを尊重し高めあう活動を行い、子どもたちの心身の健全な成長を支える。

2 今後の方針

参考：市人口推計（0～14歳）市川市第三次基本計画より

2025年 約5万7千人 2030年 約5万5千人 2040年 約5万1千人 2050年 約4万5千人

	R5年度	R6	R7	R8	R9	R10
国の新たな方針 ※「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめより	改革推進期間			改革実行期間(前期) 休日の地域展開に着手		
市川市の方針	・東部総合型SC 設立	・第四中にて 5部活移行 ※参考 運動系:169部活 文化系:49部活 (うち、休日活動は、 約20部活)	・全中学校部活動 地域展開着手開始 (35部活分予算確保) ・東部以外の総合型 SC地域展開開始 ・部活動地域移行 検討協議会 (受益者負担など 課題の検討)	・部活動の地域 展開を推進する (文化系部活の 地域展開着手)	・部活動の地域 展開を推進する	・休日の地域 展開完了予定

3 令和7年度の地域展開の方策

